

実質化された人・農地プラン（安川地区）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
朝倉市	安川地区	令和3年3月31日	令和4年8月31日

1 対象地区の現状

1) 地区内の耕地面積（市農地台帳より）	319.5 ha
2) アンケートに回答した地区内の農業者の耕作面積合計	253.2 ha
3) 地区内の75歳以上の農業者の耕作面積合計（市農地台帳より）	62.2 ha…A
i) Aのうち、アンケートに回答した面積合計	50.1 ha…B
① Bのうち、後継者がいる 面積合計	20.4 ha…C
② Bのうち、後継者がいない 面積合計	25.7 ha…D
ii) Aのうち、後継者について不明の面積合計（A-C-D）	16.1 ha
4) 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	26.1 ha…E
（備考）※貸付け等の意向が確認された農地は、758筆、54.1haとなっている。	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜地が多いため畦が広く、草刈りが難しい。</li> <li>・後継者がおらず、高齢化が進んでいる。人件費がかかるため雇用も難しい。</li> <li>・利用権が終了したとき、所有者に耕作権が戻ってきても耕作できない。</li> <li>・山間部では後継者不足により耕作できていない農地も発生している。機械も入らない農地がある。</li> <li>・対策はとっているものの鳥獣による農産物被害が多い。</li> <li>・農産物の価格低迷や個人の経営面積が小さいため農業所得が少なく経営できない。</li> <li>・兼業農家が多く、本業を優先する人も多いため耕作できないところが出てきている。</li> <li>・ため池の維持管理が難しい。</li> </ul>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場整備地及び樹園地を中心に認定農業者及び生産組合に集約化していく。</li> </ul>
---

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者と安川生産組合の協議により農地利用を行う。</li> <li>・山間部では果樹生産が盛んで、認定農業者を中心に農地利用を行う。</li> </ul>
---

5 今後の地域の中心となる経営体（別紙）